

平成 22 年

# 御嵩町議会第 4 回臨時会会議録

平成 22 年 11 月 5 日 開会

平成 22 年 11 月 5 日 閉会

御 嵩 町 議 会

## 平成22年御嵩町議会第4回臨時会会議録目次

11月5日(第1号)	ページ
1. 議事日程	3
2. 出席議員	3
3. 欠席議員	3
4. 説明のため出席した者の職・氏名	3
5. 職務のため出席した者の職・氏名	4
6. 開会の宣告	5
7. 町長あいさつ	5
8. 会議録署名議員の指名	6
9. 会期の決定	6
10. 議案の上程及び提案理由の説明	6
議案第48号 1件	
11. 議案の審議及び採決	
議案第48号	8
12. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定	19
13. 町長あいさつ	19
14. 閉会の宣告	20
15. 署名	21

## 平成22年御嵩町議会第4回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成22年11月5日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成22年11月5日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名  
議案第48号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

平成 22 年 11 月 5 日

第 4 回 御嵩町議会臨時会会議録（第 1 号）

## 議事日程第1号

平成22年11月5日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第48号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

日程第4 議案の審議及び採決 1件

議案第48号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

---

## 出席議員（10名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇		

## 欠席議員（1名）

11番 谷口鈴男

## 欠員（1名）

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一
教育担当参事 渡辺義弘	まちづくり担当参事 堀智考
総務課長 田中康文	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村悟	住民環境課長 伊佐治徳保
農林課長 安藤信治	建設課長 吉田隆博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間 英 明

議会事務局書記 加 藤 暢 彦

## 開会の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成22年御嵩町議会第4回臨時議会は成立しましたので、開会をいたします。

なお、谷口議員は体調不良により欠席するとの申し出がありましたので、よろしく願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

招集者 渡辺町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

皆さん、どうもおはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

一昨日、御嵩町制施行55周年ということで表彰式をさせていただきました。議員の皆さんにも御参加いただき、また表彰を受けられた方もございます。おめでとうございます。御参加いただいた議員の皆さんには、心からのお礼を申し上げます。大変ささやかな式典ではありましたが、御嵩の身の丈に合ったもの、また5の小さな節であるということからあのような形にさせていただきました。

先月末には、国道21号バイパスが供用開始ということで全線が通れる状態になりました。これも非常に明るい話題であります。昨日はマスコミの皆さんに御嵩町の亜炭廃坑に入らせていただき、情報公開をしている御嵩町としては、後には引けないという状況でありますので、一人でも多くの方に知っていただき、一人でも多くの方に理解をしていただき、その上で今後の対策・対応というものを知恵を絞り考えていきたいと思っております。

議員の皆さんにはそうした分も御理解いただきまして、ぜひ議会としてできることを積極的にお手伝い願えたらというふうに思っております。

本日の議案は、補正予算（第7号）1件のみであります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく願  
いします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 伊崎公介君、2番 安藤博通君の2名を指名いたします。

---

### 会期の決定

議長（鈴木元八君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時議会の会期は、去る10月12日の議会運営委員会で本日1日と決めさせてい  
ただきました。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

### 議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

それでは、議案第48号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、朗読を省略し、  
提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

おはようございます。

それでは、議案第48号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたしま  
す。

御嵩町一般会計補正予算（第7号）の1ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算の補正ですが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万5,000円を  
追加し、歳入歳出それぞれ66億9,970万4,000円とするものであります。

4ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

款15県支出金、項01県負担金の目04県委譲事務交付金83万5,000円は、旅券法に基づく事務交付

金であります。権限移譲に伴い、平成23年2月から御嵩町においてパスポートの発給事務を実施するものであります。

次に、項02県補助金の目04労働費県補助金41万円は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の追加募集に伴い、実施する事業に係る補助金であります。

5ページをお願いいたします。歳出を説明いたします。

款02総務費の目04財産管理費4万3,000円は、財源内訳の変更であります。

目12まちづくり推進費79万2,000円は、平成23年2月からのパスポートの発給事務に係る費用であります。

目14財政調整基金費797万4,000円は、財源調整のための減額であります。

項03戸籍住民基本台帳費の目01戸籍住民基本台帳費41万円は、増加している外国籍住民等に対して窓口における申請等のサポートを行い、窓口対応の円滑化を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で補助率10分の10の事業であります。

款06農林水産業費の目05生活環境保全林費115万円は、7・15豪雨災害により、みたけの森地内の遊歩道への土砂崩落による歩道補修費であります。

6ページをお願いいたします。

款08土木費の目01土木総務費8万6,000円は、伏見地内に所在する国土交通省の新丸山ダム旧会議所の建物を御嵩町の施設として有効活用する目的で、当該用地を地権者から借り受けるための土地借上料であります。

款11災害復旧費の項01農林水産業施設災害復旧費、目02林道災害復旧費328万1,000円は、7・15豪雨災害による谷山林道及び丸山林道の崩壊に伴う修繕料、並びに柏森林道の崩壊に伴う林道災害測量設計委託料であります。

項02公共土木災害復旧費の目01道路橋りょう災害復旧費200万円及び目02河川災害復旧費150万円は、7・15豪雨災害に伴う被災箇所の特急復旧費を9月定例会に補正予算として概算計上させていただきましたが、復旧件数が確定したことによる補正であります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

説明が終わりました。

ここで暫時休憩を10分間とりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

午前9時10分 休憩

---

午前9時20分 再開

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開をいたします。

---

### 議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第48号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

10番 梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

お尋ねします。

項土木管理費、目土木総務費の8万6,000円の件であります。ここでもし議会が借りることはノーだと言った場合に、あれを壊すというリスクが鍵谷さんかどこかわからないがかかってくると思うんですが、そのあたりがどうなっているかちょっとお聞きします。壊すリスクをだれが背負うのか。

議長（鈴木元八君）

吉田課長。

建設課長（吉田隆博君）

梅原議員の御質問にお答えします。

きょう否決された場合のことなんですが、建物は国土交通省から鍵谷さんの方に売却されておりますので、鍵谷さんが必要ないということであれば、鍵谷さんの方で取り壊していただくということになります。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

10番 梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

去年にこのお話を聞いて、当初は去年の11月じゅうに結論を出してほしいというようなことを言われていたわけですが、それからいろんな事情があったにせよ、今日まで延びてきたわけですが、

そこで町として道義的責任というのは感じておられないのかどうか、ちょっとお聞きします。

**議長（鈴木元八君）**

町の道義的責任について、渡辺町長。

**町長（渡辺公夫君）**

あの建物・土地については、複数の地権者・権利者がお見えになります。昨年までに返事をする際に、議会側の指名された、これなら話し合ってもいいという数字が出ましたので、その数字を提示させていただいたと。それ以降、その複数の方々での考え方が違っておりましたので、御嵩町ということではなく、所有者の間での話がなかなかまとまらなかったということでもあります。

そういう意味では道義的な責任があるとすれば、かなり安いという道義的な責任があるかもしれませんが、少なくともこちらの要望で申し上げた数字というのを守っていただかなければ、ノーということは最初から申し上げていましたんで、時間がかかったのは先方の都合であると解釈しています。

今のところ、権利はその方々の建物ということになっておりますので、壊す、壊さないはその権利を持った方々の責任でありますし、あるいはもっといい単価で貸すということでも可能性はゼロではないと思いますので、そういう意味では、町の希望した月にすれば2万円ちょっとですか、そういう額でおさまるのであれば、大変町としてはありがたいというふうに考えております。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

10番 梅原勇君。

**10番（梅原 勇君）**

今回、顔戸で陥没事故があり、その被災者の方々の緊急に荷物を入れたり、その辺の事情はよくわかるんですが、もう一度ちょっとお尋ねしますが、町営住宅ですね、空き家がないという話を先日の全協のときにお伺いしましたが、それは入居可能な住宅に関しては空き家がないのかもわからないですが、壊す予定のところ、例えば3軒長屋になっていて、そのうちの1軒が入居されていて壊せられないという物件というのはないんでしょうか、あるのでしょうか、お聞きします。

**議長（鈴木元八君）**

山田部長。

**総務部長（山田儀雄君）**

ただいまの件ですけれども、被災者の方々から要望がございまして、町営住宅も考えました。

現在、顔戸の町営住宅の方で2軒ほどあいておまして、中も見ましたんですが、かなり狭くて、

それと今回被災者が5名ということでありまして、当然あそこの中に、間口も狭いということもありまして、ちょっと無理ではないかということで、今、話が進められております新丸山ダムの会議所跡、あそこにつきましては、皆さんも御存じのようになりかなり間口も広いということと、あと和室が全部で八つほどございますが、それぞれの部屋でかぎもかかるというようなことで、1年、1年半、2年となりますけれども、そこら辺のセキュリティーの関係もありまして、できれば当面使わせていただきたい、こんなふう考えております。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

去年の時点で8件ほど、こういう目的に使いたいというものが上がってきましたが、その時点ではまだどれを使うということでもなく、どれも現実味のないようなものに思われましたが、今回、その荷物を置くということで、仮に2年なり1年半なりお借りするとして、ここでお借りをするということは、今この問題が急に起こってきたのでそれを使うということなのですが、その後も何かの目的に、その後返すということは全然考えておられないのでしょうか。今回借りるということは、その後のこともずうっと考えて、もうずうっと借りるということをお考えでしょうか。

**議長（鈴木元八君）**

吉田課長。

**建設課長（吉田隆博君）**

今、岡本議員が去年8件ほどの案というのを言われましたけれども、これは実際はことしです。ことしの5月25日までに各担当課の方をお願いして出していただいて、それを全協でお示しております。

国土交通省から旧会議所の建物・土地が返還されたのが、ことしの3月15日付です。15日付に土地が返還され、建物を国土交通省から鍵谷さんの方へ売却されたということですので、昨年ではありませんのでよろしく申し上げます。

それから、たまたま陥没事故があったということで、その家具等をおさめる場所がないということで、急遽、会議所の建物を利用させていただくということなんですけど、先ほど総務部長が言われたとおり、1年半から2年かかるかもしれませんが、それ以降、ほかの災害等があった場合、そういうときにまたそこを使うということはありません。

あくまでも有効な活用ということにしておりますので、たまたま偶然、陥没事故があったという

ことで、一時的に利用するということですのでよろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

2番 安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

先日来から、いろいろな話をお聞きしておるわけなんです、問題を整理しますと二つあると思うんですね、今の話の中で。

一つは、価格の問題をどうするかという問題があったと。一つは、丸山ダムのここにありますが、この使用方法をきちっとしてくださいと、この目的に沿って承認しましょうと。この二つ、疑問というか提案をしておいた。

一つの21万何がしかということは、これで一つ大体の条件があってお話ができたとはいえませんが、もう一方の使い道については、5月以来、出しっ放しになっておるわけですね。実際のところは何も決まっていないということなんです。

我々議員としますと、やはり条件を出してこういうものでやってくださいよという中で、一つだけはクリアしました。もう一方はクリアされていないという段階の中で、まあ、そりゃいいですよというのはなかなか言いづらい。より緊急事態ということが片一方発生してきたということになれば、例えば使い道をきちっとしていただくまでの暫定期間は、仮契約なら仮契約のような形で借りておいて、それできちっとしてから、きちっとするというのも、恐らく1年も2年もできないでしょうから、この3月くらいの間までの今期中に使い道をきちっとしていただいて、それからの本契約ということにしていかないと、やはり議論する側としては焦点がこっちはいいですよ。半分クリアしました。半分はまだ何やようわからんけれども、突発事故が起きたから何でもええでそれでやってしまえと。それは短期的なそういう問題ではないだろうと思いますんで、それは使い勝手として、たまたまそこへそういう問題が起きたから使うということはあることですからいいですが、本契約するのは、使い道をきちっと決めてからという方向に考えられるのですが、その辺はいかがですか。

**議長（鈴木元八君）**

渡辺町長。

**町長（渡辺公夫君）**

以前、スーパーのときにも同じようなことをおっしゃったと思いますが、基本的にあのときにも漠としているからだめだということでしたが、駅前の3施設を見ていただければわかるかと思いますが、ああいう形の三つを組み込むというつもりでのスーパー購入を提案させていただいたという経緯

がございます。

行政の性質上、少なくともこうした形での不動産の取得にしましても、また賃貸での借り受けることについても、その確定的な予算上の裏づけが出てからでないとおープンにできないというジレンマがございます。少なくとも活動の場所が欲しいと言ってみえる方々はかなりの数あります。公募をかけようかなとも思っておりますけれど、少なくとも有効活用をしていくべきということは考え方として変わってはおりません。

ただ、一つ迷いが生じたのは、今回のような家屋には住めないという状況のような被害が出たということで、むしろ遊ばせている施設が御嵩町には必要ではないのかなということも、この使用、取得目的の中で考えなければいけないという、非常に御嵩町としては重い十字架を背負っていろいろなことを考えざるを得ない。もし、これが春の段階でお借りできていたら、今の教員住宅にお住まい願うというよりも、実際には施設に住んでもらうということもあったのかもしれない。

また、荷物にしても傾いていて、いつ家具の下敷きになるかわからない。家具に被害が出るというような状況も考えられる中、春に決まっておれば、即そこへ入れていただくということもできたということですので、縁起の悪い話かもしれませんが、御嵩町にはそうした覚悟を持った上で対応をしていかなきゃいけない問題が横たわっているということで、有効利用ということとあわせて、今後自由に何とかなるという施設も必要であろう。

町営住宅については、雨漏り等々もしまして、面積的には確保できていないという部分もございますので、なかなか荷物を入れる方の同意が得られないということです。少なくともあの施設については、今のところ、そうした支障がないということを考えておりますので、課長の申し上げたとおり、今後の有効利用というものは当然、春に説明させていただいたことを基本線に考えていきますが、一つの可能性として、施設として皆さんに使っていただくのが当然のことではありますが、何か御嵩町では用意しておくべき施設があるんじゃないのかなということも一つ加えて考えていきたいというふうに思っています。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

2番 安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

この話はわからなくてもないですが、私がお聞きしたのは、ここに今書いてあるものが、計画が一つあるわけだ。今のお話の中では、その計画は何も書いてないから、そういうものについてきちんとして、今のお話の中なら中でいいですから、きちっとしたものの計画を出してもらうのが3月ぐらゐまで待ちますんで、そういうふうに、その時点で本契約をされたらどうですかと。今の緊急事態

であるならば、限りなく本契約に近い仮契約をしながら、お相手と話をされていくという方向でどうですかという話をしておるんであって、使い道云々ということは、もうちょっと3月まで待ちますよということですので、その辺のことを聞いておるんですから、その辺のところはどうなんですかということですか。

**議長（鈴木元八君）**

答弁はよろしいですか。

**2番（安藤博通君）**

意思をきちっと聞かないと賛成ができないですよ。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

9番 佐谷時繁君。

**9番（佐谷時繁君）**

このことについては長年の懸案だったわけですが、私は安藤議員が言われたようなことが今回の措置としてはいいんじゃないかなというふうに思っています。町長の気持ちも理解できますけれども、今回は伏見にあるこの建物をどうしようかということですから、緊急避難というようなことに、いざといったときに、これも一考に値するというようなお考えだと思いますけれども、今回はこのものを具体的にどう使うかということに絞っていただいてやっていただくのが正解かなと思っています。

ですから、8項目にわたってこういうものに使いたいというのがずうっと出ましたけれども、その中から生かせるものがあればよし、そうでなければ新たな検討を加えていくということで、今期、22年度中にきちっとした対応をするように。今回は、本来ならば亜炭の被害者の方々にあれを使っただけというのは、少し趣旨が外れるかもしれませんが、緊急避難措置としてあそこを使わせていただく。その間に、時間がまだ短いようでありますから、きちっとしたあそこの使い勝手のいいようなこと、皆さんが納得いただけるようなものに使うということをやすべきじゃないかというふうに思っております。

これは私の思いですので、特に答弁は要りませんが、基本的には安藤議員が言われたような方向でどうかなというふうに思っております。以上です。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに。質疑。

[挙手する者あり]

6番 大沢まり子さん。

**6番（大沢まり子君）**

すみません、質疑とは言えないかもしれないですけども、安藤議員の質問に対するお答えをお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

先ほどの2番 安藤博通君の問題につきまして、答弁を執行部、お願いしたいと思います。  
吉田課長。

**建設課長（吉田隆博君）**

安藤議員の意見でございますが、土地につきまして仮契約でお借りするということですか。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

貸借関係の仮契約という意味ですね。本契約をしていくんだったら、これはやっぱり先ほど申し上げたように、二つ要件を出していたものが一つだけは満たしていただきました。もう一つは満たされてないから、これも一つの契約というふうに考えるんだったら、行政側と議員側との契約の中では、二つあったのを、もう一つきちんとしてくださいねと。二つそろった段階の中で、じゃあ、ゴーを出しましょうと、こういうことですので、でも今の緊急的な事態が起きてきた、そういうものを考慮に入れながらやっていこうとするんだったら、この間は相手とよく話をされて、それで仮契約的なもので過ごしていっていかれたらどうなんですかということなんです。そういう意味です。だから、貸借関係の仮契約ということですね。

**議長（鈴木元八君）**

吉田課長。

**建設課長（吉田隆博君）**

その意見は理解いたしました。

問題は建物なんですが、建物は今現在、鍵谷さんの所有物になっております。鍵谷さんが国土交通省から買われた理由としましては、町に有効活用していただきたいという目的で町の方にお話がありました。町の方もその趣旨にのっとって、今回こういう提案をさせていただいているわけで、建物につきましては、町に寄附採納をしたいということですので、建物については町の方に寄附いただいて、土地を、先ほど安藤議員が言われたように、一時的な利用という形で、今の陥没事故の関係の家具等の収納場所ということで利用させていただくということで、土地は仮契約というか、実際、賃貸料は支払うわけですので、そういう形で一時的な利用ということになるんですけども、

そういうことでよろしいでしょうかね。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

2番 安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

うちは、本契約の時点の引き渡しということにさせていただきたいと思います。

これは、例えば、今の補正予算の中には、その辺の金額については、自分のところの利益にはならないけれども負担にはならないように、この料金は組んであると思うんです。ですから、たった6ヵ月のこと、8万円ぐらいのことですから、しばらくちょっとの間、我慢をしていただいて、きちっとした使い道が出てくれば、何もこちら側としては反対するあれはありませんので、その時点で通していけばいいということですから、それは、あと6ヵ月のことは、これは負担になるようだったら、そのところは何らかのものを考えなきゃいかんですけど、これは土地代の上に出の固定資産税分も乗った料金ということになっていますから、実質負担はないはずですから、そういう意味で、しばらくちょっと我慢していただくと。せっかくここまで待っていただきましたんで、もうちょっと来年も待っていただくということでやられたらどうでしょうかと、こういうふうに思います。

**議長（鈴木元八君）**

吉田課長。

**建設課長（吉田隆博君）**

そうしますと、建物につきましては、今年度、22年度につきましては、国土交通省が固定資産税を負担していますのでいいんですが、23年の1月1日以降になりますと、現在の所有者の方に固定資産税がかかってくるわけですね。その辺のことが地権者に御説明して理解していただくということなんです。

そうしますと、地権者の方と町との協議の中にそれは入っていませんので、また改めて一からスタートということになるんですけども、その辺がまた地権者と行政の方で協議が必要ということになってきますので、その辺の御理解はいただけるんでしょうかね。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

2番 安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

たびたびすみませんけれども、この前の説明は、固定資産税は土地代の分と、それから上物の分

と合わせた分で固定資産税分として8万幾らを、年間で二十何万を出しますよと、こういう理解をしておるんですが、そうしますと8万幾らを、この借りた時点から3月までの間にお支払いすれば、その間の負担はない。もしくは、今おっしゃったように国土交通省が22年度分を払ってみえるんだったら、その分は上乘せ分として鍵谷さんの方へ入っていくというふうに考えられると。

23年度については、また4月以降にお支払いするから、その分については負担はなくなると、こういうことでいいんじゃないですか。

**議長（鈴木元八君）**

安藤議員の質問に対して、執行部の統一した見解を出していただきたいと思いますので、この場で暫時休憩します。

午前9時44分 休憩

---

午前9時56分 再開

**議長（鈴木元八君）**

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議長からお願いがあります。休憩中に執行部より、皆さんにこの場をかりてお話をしたいということでもありますので、執行部にその機会を許しますので、松岡部長、よろしくをお願いします。

**建設部長（松岡学一君）**

それでは、お見せします。

新丸山ダム会議所の件については、種々御協議願っていろんな意見をいただいております。今、議員の皆さん方からのいろんな質問等、あるいは提案等いただきました。その分で、私どもの交渉経過とか、あるいは地権者の関係とか、まだ十分に皆様方に伝わっていない部分があるように思います。

私からのお願いでございますが、議会開会中ではございますが、ここで議長にお願いがございます。

この件につきまして全員協議会の開催を要望いたしますが、いかがでしょうか。

**議長（鈴木元八君）**

ただいま松岡部長から、この件につきまして、ただいまより全協をお願いできないかとの申し出がありますが、ここで議員の皆さんにお諮りいたします。

この申し出について、よろしければ全協を開きたいと思いますが、異議ありますか。どうですか。御意見いただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

亀井千歳君。

8番（亀井千歳君）

もうちょっと質問させていただきたいんですけど。

議長（鈴木元八君）

それは、そういうことを全協の場でお願いをしたいということを含めてのお願いだと思いますが。

8番（亀井千歳君）

全協で質問をする場合と、ここで質問する場合とでは重さが違うと思いますが。

議長（鈴木元八君）

後でもその時間はありますので、全協が済んでから質問していただければと思いますが、了解できますか。よろしいですか。

[挙手する者あり]

1番 伊崎公介君。

1番（伊崎公介君）

この場で説明できないという理由をちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

議長（鈴木元八君）

ここの場でということは、議場ですので、それで議場を一時閉じて、それで全協の場で、皆さんの忌憚のない御意見を再度いただきながら、執行部としても、もう一度、その説明に当たりたいということでございますので、内容を濃くしたいと、こういうことだと思いますので、御理解いただければと思いますが。

1番（伊崎公介君）

わかりました。

議長（鈴木元八君）

それでは、全協をすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めますので、議会は中断をいたしまして、これより全協に移りたいと思います。全協の席はいつものようになっておりますので、そこに御着席をいただきたいと思います。それではよろしく申し上げます。

本会議はこのまま暫時休憩ということですので、御理解ください。

午前9時59分 休憩

---

午前10時34分 再開

**議長（鈴木元八君）**

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

先ほどの全員協議会の中で、一般会計補正予算についてのるる質問等がございました。その件につきまして引き続き行いたいと思いますが、質疑の中で最後、亀井議員の方から質疑の手が挙がりまして、これから開催をいたしますので、亀井議員、質疑ありましたらお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

亀井千歳君。

**8番（亀井千歳君）**

先ほど全協の中で町長がお話になりました新丸山ダム関連の伏見にあります施設の件ですけれども、借り入れされるというよう発言をされましたけれども、その辺をもう一度町長の方から答弁していただきたいと思いますが。

**議長（鈴木元八君）**

町長、全協の確認だそうですので、よろしくお願いします。

**町長（渡辺公夫君）**

議員の皆さんがおっしゃることもよくわかります。理解がなかなかいただけないということもわかりましたし、本来なら契約をして地権者の方々との話し合いを積み上げてきたわけですけれども、建物については町が寄附を受けて、その上での土地の賃貸料ということを考えておりました。そういう形で進んでおりましたけれども、少なくとも1年半ほど緊急避難的な利用をしなければならないと。具体的というのが、どこまで具体的な使用方法がきちっと示さなければならないのかということが、私自身がクエスチョンではありますけれども、現段階で理解がいただけないということであるなら、緊急避難的な期間、建物をいただくということではなく、借り受けるという形にして被害者の方々にお使いいただくという方針で進めてまいりたいと思っております。以上です。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 早川文人君。

**3番（早川文人君）**

今、この補正予算の第7号につきまして集中をしておりますのは、補正予算の土木総務費の8万6,000円の件でございます。

町としましては、この施設を有効活用するという考え方から活用するという方針でございますけれども、当面、土地所有者の契約上、本年度の土地の借上料ということでございます。

以前も一般質問の中で、名鉄八百津線の跡地利用の中で、伏見児童館を新丸山ダムの会議所に移して、児童館跡を筋トレ施設にするという考え方もあるというような答弁をいただいております。これは、八百津線跡地の遊歩道を利用した方々に一貫した健康環境が提供できるという答弁でございました。これの有効活用も一つであるというふうに考えまして、今回の補正予算につきましては賛成をいたします。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第48号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、採決を行います。本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

**議長（鈴木元八君）**

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について、次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

**議長（鈴木元八君）**

以上で本臨時会に提出されました案件はすべて終了をいたしました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

**町長（渡辺公夫君）**

大変御苦労さまでした。

マスコミに対して記者会見をしたということ为先ほど御報告申し上げたわけでありませうけれど、若い記者であるということも、また初めて接するというので、非常に行政の対応の速度が遅いんではないかということを感じておられるようであります。

前町長の柳川さんが話をしてくれたことがございますが、私は6代目になるわけですけれど、初代町長の伊崎町長さんが東京へ上京された。一緒に食事でもしようかということで連絡があった。出て行って、何しに東京へ来たのかと。そうしたら、垂炭のことでお願いに来たんだということをして聞かせてくれたことがある。それ以来、先日、55周年、御嵩町町制施行を祝ったわけでありませうけれど、ほとんど前に進むことなく、半世紀かかってこの問題にやはり取り組んでいるというのが現実であります。私は、いつもこういう問題に一步どころか半歩でも前に進めという根拠というのは、それだけの時間を有しているということのも事実であります。

今回、大変不幸なことが起きましたけれど、少なくともこれを契機にもう一步前進できるよう、今後とも頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。御苦労さまでございました。

---

**閉会の宣告**

**議長（鈴木元八君）**

これをもちまして、平成22年御嵩町議会第4回臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時42分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員